

専門実践教育訓練給付制度

名古屋理容美容専門学校は厚生労働省専門実践訓練校に指定されております。

この制度は、社会人の方で理容師を目指す方が対象の給付制度です。働く人の主体性で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

対象講座

昼間課程 理容学科 2年間 4月入学

昼間課程 美容学科 2年間 4月入学

通信課程 美容修得者課程 理容学科 1.5年間 4月入学

通信課程 通常課程 理容学科 3年間 10月入学

対象者

雇用保険に2年以上加入している方。

（給付金申請が2回目以降の方は10年間の被保険期間が必要になります。）

※給付金について詳しくは厚生労働省（専門実践教育訓練）ホームページ、または最寄りのハローワークまでお尋ねください。

給付金

受給対象者は授業料等の支払額の50%を受給、更に卒業後1年以内に理・美容師国家資格を取得し、雇用保険の一般被保険者として雇用された場合には、20%の追加支給を受けることができます。ただし受講者が負担した経費のうち、教育訓練経費に含まれないものもあります。

注意事項

本校に入学を希望される方で本制度の利用をお考えの場合は本校もしくはハローワークで制度の説明を受けてください。

また入学1か月前までに所定の手続きを完了させる必要がありますのでご注意ください。

厚生労働省 専門実践教育訓練給付制度

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html